

北方領土問題対策協会分科会（第6回）議事録

1. 日 時：平成17年8月30日（火）13:58 ~ 15:52
2. 場 所：中央合同庁舎4号館743会議室
3. 出席委員：飯田分科会長、上野分科会長代理、朝倉委員
雨宮委員、出塚委員

4. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 平成16年度業務実績の評価
項目別評価表の決定
総合評価表の決定
- (3) 平成16事業年度財務諸表
- (4) 閉会

5. 議事

飯田分科会長 それではただいまから、私どもの北対協担当の分科会の第6回会合を開催したいと思います。お暑いところを、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

内閣府の独法評価委員会令に定められております定足数の要件を満たしておりますので、今日の会合も有効に成立するということを確認させていただきます。

本日の議題ですが、主に3つございます。1つはお手元に配付してありますけれども、平成16年度の北対協の業務実績についての項目別評価表（案）、これを御検討いただいて分科会として評価を確定していただくということが第1点です。

それから、2番目は同じく総合評価表の案でございます。

それから、3番目が財務諸表等について、やはりこれも御審議の上、確定していただくということになります。

本日の分科会も、これは従来と同じように公開であります。北対協の実績評価を行いますので、評価対象であります北対協の職員の方々には、別室に待機していただきまして、評価委員の皆

さんから質問があったときには、それにお答えする、あるいは説明を求められたことに対応するといふときに、改めて別室からこの部屋に入らせていただいて、対応していただくということにしたいと思いますが、そういう審議の進め方でよろしいでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

飯田分科会長 では、そのようさせていただきます。それでは、議事に入る前に事務局からお手元に配付した資料について説明をお願いします。よろしくをお願いします。

松川専門職付 分科会の事務を担当させていただいている松川と申します。恐縮ですが座りながら説明させていただきます。

まず、お手元の資料1ですけれども、第五回分科会、前回の分科会で各委員の方から出されました指摘事項について、どのように北対協で対応させていただいたかということについて、まとめさせていただきました。

一番左の枠の中に、各委員からの指摘事項について書いております。右に行くにしたがって、第五回分科会における議論の末の結論、今回の第六回分科会、そしてその後において、どのような形で対応させていただくかという内容になっております。まず、第1点目として、「支援の結果、国民世論の啓発の効果が十分得られたか」という項目について、各種県民会議等の事業に対する支援、助成を北対協は行っているのですけれども、項目別評価表において、そういった支援の効果が十分に得られたかという聞き方をしていることについて、朝倉委員の方から、これは質問と答えが合っていない、つまり、実績の書き方が評価の観点の書き方に合っていないという御指摘をいただきまして、実績の書き方と評価の観点の書き方がきちっとマッチするように、今回分科会に提出するにあたっては項目別評価表の評価の観点の記述を修正さ

せていただきました。ただ、第五回分科会においては、業務の性格から北対協の支援の効果を定量的に測定するという事はなかなか困難であるので、今後とも、その点については検討課題であるという結論に至っております。

次に出塚委員の方から御指摘がございました点ですけれども、事業実績報告書における各事業の予算と決算の金額の比較表と、財務諸表の損益計算書との間で、金額に齟齬が見られ整合性がとれていないという御指摘を受けました。

前回、分科会においては、北対協の方からにわかに答えることは難しいので、検討した上で次回分科会において答えさせていただきたいという説明がございましたので、今回、分科会で北対協に、後ほど入室をいただくことになっておりますけれども、その際に、この点については説明をさせていただければというふうに考えております。

3点目ですけれども、こちらは兩宮委員と上野委員の方から、各種のアンケート調査のあり方について指摘があったものです。満足度をはかるだけではなくて、ほかにどのような事業を望むか、この事業をどのようにしていけばよいかという自由な意見を記述できるような欄を作成して、また、そういった欄にどういうことが書かれて、どういうことが実現したかということ把握してはどうかという御意見がございましたので、現在、自由記述欄は既に設けられているところですが、そこからどのような施策が生れたかということは今後は例を挙げて説明できるようにしていきたいというふうに考えております。この点については、総合評価表等についても指摘をさせていただいておりますので、今年度もしくは来年度以降の事業においては、そのような点に留意しつつ、アンケートを実施していただきたいということを北対協に伝えていきたいと思っております。

次に資料の2の方ですけれども、今回の分科会において評価が確定した後は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会と

いう審議会に、このように北対協の平成16年度事業実績の評価が確定いたしましたということを報告させていただきますが、その後、政策評価・独立行政法人評価委員会により二次評価、北対協の評価に問題はなかったか、よりこういうところを評価しなければならないのではないかというような観点から、総務省が二次評価という形でダブルチェックをかけることになってございます。

その二次評価を行う際に、総務省の審議会において、どういう点に着目するのかということが資料2の方に書かれていますけれども、こちら第1から第10まで項目がございまして、簡単にざっと1から10まで説明をさせていただきたいと思います。

第1点目ですが、「特殊法人等からの承継」ということがございまして、こちら北対協もそうなんですけれども、特殊法人から移行した独立行政法人について、移行した際、欠損金等が承継されているかどうか、承継されているのであれば、それをどのように処理しているのか、国費を投入して処理をしているのかどうかというようなことについて、評価の際に見ていただきたいということが言われております。この点については、北対協の方からは欠損については、特殊法人時代から承継したものがございましてけれども、適宜、適切に処理しているというふうに伺っておりますので、細部について御疑問を抱かれた委員におかれては、後ほど北対協の方に質問をしていただければと思います。

続いて、1-(2)ですが、「承継時の資産評価等」ということが書かれてございまして、こちらは特殊法人から独立行政法人に移行する際に、もし承継時の資産評価が時価で行われていないのであれば、後々金利の変動等によって、独立行政法人が損をかぶるということが起こるのではないかという懸念を総務省が持っているということでございます。

この点につきましては、備品や動産については時価ではないのですが、各種啓発施設や事務所等、そういった不動産、大きな金額となるものについては、法律に基づきまして、時価を基準に資

産評価委員会というところで資産評価を行っております。よって、この点についても特に問題ないということをお伺いしております。

次に「2」に移りまして、「廃止業務等」ということが書かれています。もともと特殊法人から独立行政法人に移行する場合には、より合理化を進めて廃止できる業務等については廃止をして、スリムな組織にしていこうという方針で独立行政法人になったものでございますから、この点につきましては、北対協においても市町村資金という、現在も旧漁業権者法による低利融資を行っておりますけれども、市町村がお金を低利で借りて、元島民のために、住居を建てる等のために用いるという制度、こちらを整理合理化計画に沿って廃止いたしました。ということで計画上廃止すると決定されたものについては、北対協の方ではきちっと廃止をしているということになっております。

3番目、「中期目標等の主要な業務ごとの財務情報」を把握して評価をしているかということですがけれども、この点については、昨年度の分科会で財務諸表を各委員に御審議いただいた際にも、出塚委員等から類似の御意見をいただきまして、各業務に一体幾ら使っているのか、各業務について健全に行っているのかどうかということがわかるようにとの御意見がございましたので、今般、この分科会においても後ほど説明をしていただくことになっております。その他に、財務情報について、北対協は一般勘定と貸付勘定に勘定区分が2つに分かれておりますけれども、そのように財源が分かれているもの等については、きちっと勘定を分別して透明性を高めているかということに関心をもって二次評価を行うということも書かれています。

4番目ですが、「関連公益法人等に対する業務委託」というところですが、従来、特殊法人等については、法人本体が赤字であるにもかかわらず、子会社ですとか、あるいは関連公益法人が多額の利益を計上していたり、特定の公益法人と不透明な業務委託が行われたりしていたことが問題になったという例がございまし

た。ですので、そういう特定の公益法人と、委託を介して不正が行われていないかということに注目すると、ここに書かれているわけでございます。北対協については、北方四島への里帰り事業、自由訪問というものがございしますが、これに関する傭船料等を補助金の形で千島連盟という公益法人に出して、その事業を委託しておりますけれども、それはきちっと傭船に使うために必要な額だけを渡して自由訪問という事業を適正に実施しておりますので、特に不正が行われているというようなことはございません。

次に5の「リスク管理債権」、こちらは北対協が貸付事業を行っておりますので、総務省も二次評価では特に注意して見てくるのではないかと思います。多額のリスク管理債権を抱えている法人については、リスク管理債権の回収に関して、回収計画の策定・実施状況についての評価、あるいはリスク管理債権の量について、具体的な指標等に基づいて適切な評価が行われているかということ等についてチェックをするということでございますが、北対協においては、リスク管理債権は年々減少しているところでございます。また、後ほど評価の説明においても言及させていただきますが、今後はできるだけ定量的な指標を立てること等を試み、健全な貸付業務に努めていただきたいと指摘をさせていただく次第でございます。

次にこちらにも貸付業務に関連するところですが、「流動資産の管理・運用」ということが第6番目に掲げられております。こちらは多額の現金あるいは預金等を保有している法人について、なぜそんな多額の現金等を保有しているのか把握した上で、資金の効率的な管理・運用について評価を行っていただきたいというようなことが書かれております。

北対協は、民間団体に対して助成、あるいは融資業務を行ったりしますので、ある程度の流動資産を保有して、運用等をしているところですが、北対協の貸付業務というのは、元居住者の方に対する援護という性質から行われているもので、現金・預

金等を運用して儲けを出すということが目的ではございませんので、利率について逆ざやを生じることを前提とした上で貸し借りを行っており、どうしても損が出る。その分を補助金等で埋めているという事実がございますけれども、これについては法律によって実施しているもので、そういう援護という性格の事業でございますので制度上そのようになっているところでございます。儲けをだすのが効率的だとすれば、それは北対協の評価の観点にはそぐわないものだと考えるところです。

ただ、助成事業の方につきましては、それはきちっと費用対効果等をはかっていかなければならないだろうということはもっともでございますので、昨年も総務省の方から指摘を受け、今年の項目別評価表においては、透明性を向上すべくより詳細な評価をさせていただいたところです。

第7番目ですけれども、「経費等の削減（効率化目標）」ということを書かれておりますけれども、こちら項目別評価表の冒頭になりますが、北対協では中期計画に沿った形で一般管理費、そして業務経費について目標どおりの削減が着実に進んでいるということでございます。

次に8番目、「財務内容の改善に関する事項の明確化」というところですけれども、独立行政法人制度も4年目を迎えたということで、財務情報の方も幾分蓄積されてきた、流れが見えてきたのではないかと考えられますので、これを踏まえ、どういう事業を行ったかという観点とは別に、財務内容についても定量的な目標設定を行う等して評価をしてはどうかというような考えが総務省から示されているところでございます。

また、これと関連するんですけれども、9番目、「法人のマネジメント等に資する財務情報」と書かれておりますが、これはそのように財務情報を評価した上で、その評価を法人のマネジメントに活用することが総務省より求められているものでございます。

また、この件につきましては、運営費交付金について北対協で

は費用進行基準というものの、その業務の進行に伴い、費用が発生したときに運営費交付金を収益化するという形をとっておりますが、それを成果進行基準という業務の達成度に応じて収益化を行う方法ですとか、あるいは期間進行基準という期間の経過を業務の進行とみなして収益化を行う方法に移行すれば、経営努力によって発生する剰余金を目的積立金として使用できること等から、法人におけるコスト意識の高まりであるとか、あるいは新しい事業へのインセンティブを生むのではないかということが言われております。

ただ、北対協については、なかなか効果を定量的に把握すること等が難しい、あるいは期間の経過を業務の進行と見なすのが、果たして北方領土問題という分野において、正しいかどうかというような疑問もございますので、現在の費用進行基準というやり方をとっていることにも、それなりの合理性はあると申して構わないというふうに考えております。

最後になりますけれども、10番目の「財務内容等のわかりやすい形での開示の促進」と書かれているところですが、これは財務諸表について、前回の分科会あるいは今回の分科会等でも資料として提出させていただいて、今後は官報に載せる、ホームページに載せる等により公表させていただくのですけれども、ここに書かれているようないろいろな形に分けて、更にわかりやすい、一般の国民の皆様方によりわかりやすい形での開示を促進していただきたいということを総務省から求められているところでございます。

以上、大変長くて恐縮でしたが、事務局からの説明を終わらせていただきます。

飯田分科会長 どうもありがとうございました。これは総務省の政策評価・独法評価委員会の二次評価のポイントということでありましてけれども、当然、私どもは評価を確定した後で、二次評価を受けるときに、このポイントをまたチェックされるわけです。

ね。出塚さんどうですか。出塚さんの専門分野の部分が非常に多いんですけども、厳しいポイントにかなうような形になっているんでしょうか。

出塚委員 私はかなっていると思っているんですけども……。

松川専門職付 そうですね。私の方でもひととおり確認しまして、大体総務省からの要求のとおりの評価ができていると思います。ただ、総務省は、こういう評価をしてはどうかという提案もしてきているんですけども、何分、日付がここに書かれていますとおり、7月11日ということで、前回、分科会の3日前に確定したものでございますので、提案に沿った評価表を作れるかと検討するところから始めて、これを踏まえた評価をするというのは、どうしても来年度からということになるのかとは思いますが。

飯田分科会長 例えば、これで言うと、2ページ目の5番目のリスク管理債権についてですけども、今の御説明だと、将来的に定量的な指標をつくるということをお考えで、これは可能なんですか。

松川専門職付 必ずしも何%以下に減れば「A」というような厳格な形である必要はなくて、例えば、前年度並みであれば「A」ですとか、あるいは何%以上増えれば「C」あるいは「D」ですとか、そういうような形であれば、定量的な指標を立てることも可能ではないかというように考えております。もちろん、実現可能性を無視した定量的指標を立てますと、無意味な評価をすることになりますので、そのあたりは北対協ともどのあたりを目標にするのか、しっかりと調整させていただきたいと思えます。

飯田分科会長 そのほか何か御意見ございますか。今の説明ですけれども。

出塚委員 今の御指摘のリスク管理債権というのは意外に難しく、状況が変わると外的な要因で、法人の内部としては管理していても、変わってしまうということもあるんですよ。それま

で管理しろと言われても、貸付をやるための法人なので、なかなかそれは難しいですよ。内的な要因を管理するということは、もちろんできるんですけども、何とも言えないですよ。

松川専門職付 総務省が例えばという形で提案してきているのは、消滅時効によって債権が消滅してしまっていないか等の評価せよと、北対協はきちっと督促を出す等によって、そういうことはないようにしていると伺っているんですけども、そういうことによって、これは定性的な評価ですけども、リスク管理債権の管理に関する努力の評価もある程度更に詳細にできるのではないかとこのように考えております。

雨宮委員 それをやっているならば、相手が破産してもというか、払わないでそのままになってもいいのかという話ですよ。

この総務省の意見というのは、どの独立行政法人にも適用できるものになっているのか。それぞれの法人には、このことが当てはまらないものもありますよね。

松川専門職付 冒頭、特殊法人等から移行した独立行政法人について書いてありましたけれども、例えば、これはゼロから独立行政法人として設立されたものには当てはまらないものです。

飯田分科会長 そのほかになければ、本題に移りたいと思います。最初の議題は、お手元の資料で言うと資料3の項目別評価表でございますが、これはもちろん、各評価委員の皆さんからいただいた評価とか、それから北対協の自己評価などをもとにして、事務局がまとめてくださったものでございますので、事務局の方から説明していただきたいと思いますので、前田事務官よろしくお願ひいたします。

前田事務官 北方対策本部企画調査係の前田と申します。よろしくお願ひいたします。

平成15年度事業評価では、下半期に行った事業のみの評価であったことに対して、平成16年度事業評価は、年間を通してすべての事業の評価であったこと、各種事業に対する評価の指標が

細分化されたことによって、より多くの観点から評価を行っていただきました。すべての指標及び項目におきまして、北対協による自己評価への御異議は出されておられませんでしたので、すなわち、各委員からは「A」評価であったという判断をいただいております。

時間に限りもありますので、すべての項目について説明するのではなく、ポイントを絞って説明をさせていただきます。

まず1つ目ですが、先ほど松川から説明がありました。項目別評価表の3ページの中段ですね、「評価の基準または評価の観点」のところに、「支援の結果、国民世論の啓発について十分な効果が得られるよう多様な工夫が行われたか」という記述がありますが、ここは前回の分科会の際には、「支援の結果、国民世論について十分な効果が得られたか」という記述でした。前分科会におきまして、質問と答えがマッチしていないという指摘を受けましたので、このように変更させていただきました。

次のポイントですが、7ページ目に移りまして、一番下から始まります。「学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するために、都道府県民会議主導による『北方領土問題教育者会議』の設立を推進する」という評価項目があると思いますが、この項目については15年度評価で、設立の進捗状況や活動内容について「B」という評価をいただいております。

その理由としまして、「北方領土問題教育者会議」というものが設立して間もないということもありまして、昨年の評価の時点では活動内容や効果について、まだ未知数であるというふうに判断したために「B」という評価でした。これにつきまして、今年度評価においては、次の3つの基準から判断し、「A」という評価をいただいております。その3つの基準というものを、これから説明したいと思います。

まず、1つ目ですが、「『北方領土問題教育者会議』が予定どおりに設立したか」という観点から判断しますと、16年度は計画

どおりに石川県、岐阜県など10の都道府県で設立したという実績がありますので、「A」と評価できると思います。

その次に2つ目の観点ですが、「文部科学省や外務省の関係機関と連携が図られているか」という観点から判断しますと、推進委員全国会議において文部科学省、外務省から政府説明を受けた、青少年教育指導者を対象とした研修会、北方四島交流事業について文部科学省、外務省から後援を得たという実績がありますので、文部科学省や外務省との連携はうまく図れているとの判断をいただきまして、「A」という評価になっております。

3つ目といたしまして、「同会議の活動が北方領土教育の充実強化に寄与しているか」という観点から判断しますと、教育者会議のメンバーが学習指導案やワークシート、北方領土学習シート等を作成して、各自の学校で実践授業を行っているという実績がありますので、これは十分に北方領土教育の充実強化に寄与していると判断できることから、こちらの観点からも「A」という評価をいただいているところです。

続きまして、3つ目のポイントといたしまして、項目別評価表の18ページにあります生前承継の促進という項目がありますが、これも15年度評価においては、内容手続等の周知徹底や元島民のより一層密度の濃い状況把握を行う余地があるということから「B」という判断をいただきました。これに対して16年度評価におきましては、次の3つの観点から判断しまして、すべて「A」と評価していただいております。

まず、1つ目の観点としましては、「生前承継の実績が十分であったか」という観点から見ますと、平成15年の118名から、16年度では154名と増加している。これを、十分に実績があると判断し、「A」という評価をいただいているところです。

2つ目の観点としまして、「生前承継の利用促進のためのとった措置の方法及び内容が適切か」という観点から見ますと、実績といたしまして、協会広報紙、ホームページ、千島連盟の広報紙

などに生前承継の制度などの広報を掲載し、融資業務説明会・相談会の場において相談を実施し、また、千島連盟の支部長・相談員等を対象にした研修会なども開催していますので、十分に利用促進のためにいろいろなことを行っていると判断できますので、「A」という評価ができると思います。

3つ目の観点としまして、「生前承継制度について、元島民等により一層密度の濃い状況把握が行われているか」という観点から見ますと、16年度においては、関係団体との連携により名簿管理業務を実施していますし、高齢者からの借入申し込み時や完済時には、必ず世帯状況の把握や承継制度の適合者には制度利用の促進を行っているという実績がありますので、「A」という評価をいただいております。

また、ここで資料5を見ていただきたいのですが、こちらは独立行政法人北方領土問題対策協会法17条2項、1号に従いまして、貸付業務に関して、農林水産省独立行政法人評価委員会に対して意見照会を行っております。その結果、資料5に記載されております意見が提出されております。

内容を見ますと、去年と比べて特に変わった点はありません。そして、ここに書かれている内容は、評価表にも既に盛り込まれていますので、特に評価表を修正する必要はないと思われませんが、この資料5に記載されている意見を踏まえて、これから審議を行っていただければと思います。

以上です。

飯田分科会長 どうもありがとうございました。今、前田事務官からこの項目別評価表について説明をいただいたわけですが、時間的にも頭から一つ一つ評価をチェックしていくというのは、時間がかかり過ぎてしまいますので、もう委員の皆さん方にアトラダムに御意見なり、お気づきの点がございましたら指摘していただければと思いますが、いかがでございましょうか。

朝倉委員 基本的作業手順について言えば、去年の場合、随分

項目によって幾つか委員の間でも評価が違ったりして、調整したりということがございましたけれども、今年の場合は、去年の結果を踏まえて、事務局の方なども工夫してくれたせいもあって、結果としてみんなそろっているんですね。ですから、余り個別の項目についてチェックしていくというような作業はなくてもいいのではないかなと。前回、あらあら見ていますしね、そういうことでどうでしょうか。ずっと見ていくのも時間の無駄のような気がしていたんですが。

飯田分科会長 そうですね。私もそう思いまして、頭から一つ一つやっていくのはあれなので、もし特別にお気づきの点がございましたら、指摘していただければよろしいと思いますが、今の朝倉委員の御指摘、全体として今回は評価が全部「A」になっていることから見ても、余り皆さんの意見はそんなに違わないのかもしれないかもしれませんが。今、前田さんからの御説明の中に、資料5の農林水産省の方からの指摘というのは、やはりちょっと厳しいんですね。というのは、貸付業務関係は非常に事情に詳しい立場から見ると、やはりかなり不十分な点があったり、回収に非常に困難であったり、いろいろあるんだろうと思うんですがね。

松川専門職付 旧漁業権者法という、低利融資を行う根拠になっている法律が、農林水産省と共管なものですので、これについての意見が、農林水産省の評価委員会からも出てくるという仕組みになっているところですけども、意見として書かれていることは、先ほど前田の方から説明があったとおり、特段去年と変わっておりません。着目すべき点としては3つですね。まさに項目別評価表に書かれているとおりでございます。確実な回収、要はリスク管理債権に着目した点と、生前承継、これは融資資格をお持ちの元居住者の方や旧漁業権者の方が生きている間に、自分の生計を支えてくれている子や孫の方に融資資格を譲り渡すという制度なんですけれども、それを使って融資資格を着実に承継していってもらえるように努めていただきたいということと、密度

の濃い状況把握ということで、戦後60年経っており、元居住者の方がどういう状況にあるか等必ずしも把握できていない部分もございませぬので、貸付業務を通じて、貸付業務に資するよう、そういう元居住者等の状況把握を心がけてほしいということが意見の内容でございます。

民間金融機関と異なり、担保回収等も厳しいといろいろ言われておりますが、先日ございました本委員会でも、貸付のために使うお金、財源を長期借入して調達しているんですけども、その借入先を変更するという説明をさせていただきましたけれども、何とか、そういった長期借入金や短期借入金を組み合わせて、意見の冒頭にありますとおり、概ね順調に貸付業務は進められているというのが現在の状況ではないかなと思います。

飯田分科会長 いかがでしょう。そのほか何かございませぬか。

出塚委員 貸付業務についてお聞きしたいんですけども、融資の対象者の数というのは、大体つかんでおられるんですか。

松川専門職付 融資の対象者、旧漁業権者と元居住者ということになっているんですけども、元居住者の方は現在8,500名程度いらっしゃいます。旧漁業権者の方については、第一世代の方で生きておられるのは、もう恐らく100名より少ないくらいの、かなり少ない数になっていると思います。ただ、旧漁業権者の方については、死後承継ということが認められておりまして、亡くなられた後にもお子さん等に融資資格を譲れることになっております。

これはなぜかと申しますと、元居住者については、四島に住んでおられた方全員が融資資格の対象になるということで、家族全員が融資資格の対象になります。片や旧漁業権者というのは、漁業権を持っておられる権利者個人が対象でございますので、両者間で数のバランスがとれない。例えば、旧漁業権者Aさんから見た場合に、元居住者のBさんの家は配偶者や子や父親、母親全員がお金を貸し付けてもらえるのに、なぜうちは、私一人だけなん

だということがございますので、特例的に旧漁業権者については、死んだ後も、家族に融資資格を譲ることができる。平成8年度以降は元居住者の方や旧漁業権者の方が高齢化してしまいましたので、先ほど申し上げましたとおり、生前承継制度というものが導入されているところでございます。

資格を承継した方が何名ほどいるかというのは、今は資料が手元になく、にわかにお答えすることが難しいんですが。

出塚委員 全体に対してどの程度の貸し付けが行われているのか、あるいは、もうそういう貸し付けを受けていなくてやっているという方もおられると思うんです。その方が健全な話だと思うし、むしろ少なくなる方がいいのかなという感じがするんですよ。それは余り……。

飯田分科会長 私もそう思いますね。

松川専門職付 確かに戦後60年過ぎた今、融資事業というものが本当に必要なのかということは、かなり議論されているところでございまして、なおかつ、平成8年に生前承継を導入したという経緯もありますので、もう十分ではないかという意見もあるんですが、まだ北方四島が戻ってきていないということもありまして、どうしても現在の生活のための金銭面だけではなくて、残置財産が四島には残されていたり、故郷に帰ることができないという心情的なものがあるということで、それに政府として報いるために援護という措置をとっているものが、この貸付の事業であるという背景がございまして。

飯田分科会長 この融資事業の問題には今、松川さんが説明されたような経緯や背景があって、マスコミも含めて一般にはあまり知られていませんし、議論の対象にもなってきませんでしたね。

雨宮委員 周知されない方がいいのですかね。生前承継の制度というのが、元島民に利益になることなのか、あるいは確実に債務をちゃんと承継してくれという意味なのか、法律的に見て生前承継制度というのが、どちらの側にいいのかという……。

松川専門職付 導入された経緯としましては、千島連盟と申します元居住者による団体がございまして、そちらの方などからの要望を受けて、議員立法で設けられたということになっております。政府としては、当時もなかなか低利融資というものは、旧ソ連による不法な占拠の直接の被害をかぶった方に対する援護であるという目的でやっておりますので、なかなかお子さんやお孫さん、しかも第一世代の方はまだ生きていらっしゃるのに、融資資格を移すということは、本来の法の趣旨にそぐわないのではないかというふうに考えていたんですけれども、やはり、元居住者の方々が御高齢になられて、自分でお金を借りたり、返したり、あるいは自分で生計を立てておられるという方も少ないので、こういう制度を設けてくれということを連盟等から要望されまして、国会が中心となって導入をしたということでございますので、元島民の利益になるものとする趣旨で設けられたと考えます。

出塚委員 そういうことは非常によくわかるんですけども、そういうことを通してリスク管理だとか、それが表に出てくると、どうも逆な発想が出てくるような気がするんですよ。

松川専門職付 そうですね。独法の合理化ということで、井上理事長等から常々御指摘があるとおり、北対協を独立行政法人というスキームに当てはめて、共通の評価や共通の方針を要求していいのかどうかは、かなり迷うところでして、実際のところ、逆ざや相当分を補助金で埋めるということも、もう昭和40年代から導入されているものでして、利益が生じないからこそ特殊法人という形でやっていた経緯がございまして、ですから、他の独法と同じようにリスク管理債権がどうかという規律を当てはめるとするのは、確かに疑問が残るところではございます。しかしながら、昨今の財政事情等も鑑みますと、補助金で逆ざやを埋めている分がどんどん肥大化していかとか、そのまま貸し倒れてしまうような状況が増えてもいいのかという問題もまた別にございますので、援護事業という特色を踏まえただうえで、適切に業務の遂行ができ

ているかという評価もまた必要と考えております。

飯田分科会長 いずれ全体の評価委員会なんかで、そういう疑問が出てくるかもしれませんね。そういうこともありますので、何かの機会に北対協と相談されて、実態、大体数字的にどのぐらいのあれになっているかというのは、先ほどから質問があったようなことをデータで、少なくとも、この分科会の人たちに… …。

松川専門職付 分科会後またデータ等そろえまして、現状がどのようになっているのかということを経務局の方から先生方に説明をさせていただきます。

飯田分科会長 よろしく申し上げます。そのほかにございますか。それでは、前回の分科会で委員の皆様から出された指摘などに対して、北対協はどういうふうに対応しているか。あるいはまた、この項目別の評価表について御質問がございましたら、直接、北対協の職員の方に対応してもらおうということで、別室に待機しているので呼んでいただけますか。

(北対協関係者入室)

飯田分科会長 御苦労様です。それでは前回の分科会で私どもの方から出た意見について、どのような対応がなされたか、北対協の方から御説明をいただいて、その後また、項目別の評価表について個々に質問があれば、質問をさせていただくというふうにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

井上理事長 前回の分科会で御指摘させていただいたことの中で、ペンディングというか、検討するということになった項目が1つあると思います。参考資料3の業務実績報告書の72ページですけれども、財表と事業内容との関係がはっきりしないので、それを整理したような表ができないかという昨年の審議のときの御意見を踏まえまして、今年は業務実績報告書の中に、72ページに載っているような表をつくりました。前回の分科会で、これはこ

れで結構だけれども、財表との整合性がきちんと説明できないとすれば、かえって混乱を招くので、もしそこについてきちんとした説明ができないのであれば、外したらどうかという御指摘だったと思います。

もともとこの表をつくりましたのは、先ほど言いましたように、昨年の評価の際の御発言、御指摘を踏まえてでありますけれども、実は事業別の支出表というのは、我々には大変馴染みの深いものであります。

支出予算を積み上げ方式で作成し、それに合わせ会計処理を行っています。参考3の表の左側の実績額といいますのは、これは運営費交付金からの支出の額でございます。それが昨年の場合には北方対策事業費で5億223万何がしということになっています。そして一般管理費が1億4,400万。対しまして損益計算書では、北方対策事業費に対応する費用が4億7,000万余でありまして、この間、5億何がしと4億7,000万余の差があるということでありまして。

これは御案内のとおりでありますけれども、実績額の方は実際の購入、支出を積み上げたものであります。それに対しまして、損益計算書では、資産の購入については経費としては計上されない。片や現実の支出としてはないけれども、減価償却の方は損益計算書に計上される。結局、北方対策事業費の実績額と損益計算書上による経費の額の差、そして一般管理費における同じく実績額と損益計算書上の費用の差は、すべて資産関係の支出ないしは費用の計上の違いによるものということで100%説明ができます。この前の御指摘については、このような形で説明ができますので、原案どおり掲載するということでもやらせていただきたいという結論でございます。

それから2点目はアンケートについての御指摘があったと思います。

1つは記名の話、もう一つはアンケートの結果、出てきた要望

なり、問題意識について対処する方法を取れということでありませぬけれども、全くもっともなことだと思いますので、既に前回分科会後の事業において取り入れております。

後者の方については、現在の内容でも意味があるかという項目のほかに、現在の事業についての改善提案その他があるかという項目を設けております。たまたま、先々週終わりました学校の先生たちを根室に集めた研修会後のアンケートの様式を今持っていますけれども、全体で4項目あります。1つは全体のプログラムについて感想を聞かせてくれということで、1から4まで「大変有意義だった」、「有意義だった」、「有意義でない」、「どちらとも言えない」という項目です。2番目として、個別プログラムについて同じ評価でやってくださいということです。手元にあるアンケートですと、昨年までの参加者の報告、それから、地元中高生の弁論、また、元島民の体験談の話、それから模擬授業、現地を視察するというような主要なプログラムを挙げまして、それぞれについて1から4までの評価をしてもらっています。3番目として、今後研修会に加えたいプログラムがあれば教えてくださいという形で自由記入をしてもらっています。4番目として完全な自由記載欄として、事業全体に関することや学校教育における今後の取り組みなどについて、あなたの御意見を御自由にお書きくださいという形で自由記載欄を設けているところであります。

このような形で従前からやっております、現に今年の、この先生たちの指導者、研修会についても昨年のアンケートの意見を勘案して元島民との接触の場を増やすとか、あるいは地元の学校の先生方との会話をする時間を増やすとか、プログラムの改善をしているところであります。今回もこのアンケートの結果を踏まえて、次年度についての事業をつくる場合の参考の意見とさせていただきますと思っています。

大体2点だったと思います。

飯田分科会長 今の御説明でも、私たちの分科会での意見を非

常によく採用していただいたと、取り入れていただいたというふうに思いますけれども、何か御意見、御質問がございましたら直接ぶつけていただきたいと思います。

出塚委員 ありがとうございます。私の方は結構です。

飯田分科会長 調査研究のところもいろいろ取り入れていただいたんですが、これはすぐ対応ということではないんですけども、参考のために申し上げますが、研究者などが非常に有益なおもしろいテーマで講演をされたりやっているので、テーマだけを見ると、この先生がこういうお話をされるんだから、北方領土問題を考える上で、あるいは日露関係を考える上で有益なものだろうなということが推測できるんですけども、できれば、ホームページなんかの形で、逆に講演だとか、シンポジウムの内容についての一般の方々の質問だとか、意見を反映して、それに対して、また逆に講演者が反論とか、答えてみるということの双方向性のあるような意見交換などをやれるように将来なっていくと、また非常に有益なものになってくるんじゃないかなというふうに思います。

井上理事長 今の点については業務実績報告書に書いてありますが、論文その他については載せてありますが、今、御発言のあったような双方向性のところまでいっていないというのが事実であります。

この事業全体については、実は昨年が20回目でした。かねてここでの御発言にもありますように、北対協の啓発活動として考えると広がりが少ないであるとか、通常の返還運動の内容とちょっと異質なものがあるとかという意味で、全体の中でどう位置づけるかということが問題としてあったことは事実だと思っております。

そういうことで、今年は節目の年ということでほかの事業もやるという点もございますので、今年については、従前と同じような形でのシンポジウムは、とりあえず、やめることにいたしました。

た。1年間時間をかけて同じような形で再びやるのか、学者の方々と一般の人たち、あるいは運動関係者との対話をする接点の場を別の形でつくれるのかというようなことを検討したいと思っています。引き続き、そういう形で御意見を踏まえながら検討していただきたいと思っています。

飯田分科会長 そのほかにも何か御質問ございますか。特に今のところ質問がないようでございますので、また、御足労ですが、一旦、別室で待機していただきたいと思います。

(北対協関係者退室)

飯田分科会長 では、お諮りしたいと思いますが、この平成16年度の項目別の評価表については、御提示しました資料3のような内容でいかがでしょうか。決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「結構です」という声あり)

飯田分科会長 では、そのようにさせていただきます。

次に資料4の総合評価表案ですが、これに移らせていただきたいと思っています。これもまとめてくださった事務局の方から御説明をお願いします。

前田事務官 それでは総合評価表についての説明を行いたいと思います。総合評価表におきましては、先ほど皆さんに審議していただいた項目別評価表の結果を総合するとともに、項目別評価表に評価項目として上がっていなかったものも含めて、協会の実績全体について評価を行うということになっております。そして平成16年度の総合評価表におけるポイントは、次の4つになると考えております。

まず、1つ目は研究活動については、特にアウトカムに着目し

た評価について検討したい。2つ目といたしまして、融資事業については定量的指標を立て、融資先の状況も把握するなど、透明性の向上に努めたい。3つ目といたしまして、独立行政法人になったことを生かし、より創造的な事業展開をしてもらいたい。4つ目といたしまして、項目別評価表から総括するに、全体として「A」と評価ができるという4つでございます。

それでは、総合評価表の評価項目に従って説明を行っていきたいと思います。まず、1つ目に「業務運営の効率化に関する事項」の説明ですが、これは前年度に引き続き、一般管理費、業務経費の削減など業務運営の効率化が十分に図られているところを評価できるとなっております。

一方、業務の効率化と運動の効果の兼ね合いという関係から、経費の削減などといった定量的な観点のみでは、効率化が図られているかどうかということの判断が難しいので、協会の事業実績の評価のあり方については、引き続き検討課題であるのではないかとしております。

2つ目といたしまして、「国民世論の啓発に関する事項」の説明を行いたいと思います。各種広報や支援事業などにおいて、幾つかの工夫を試みながら、地道な展開に努めているところは評価ができるとしております。また、アンケートを用いた定量的な手法によって、非常に高い評価が得られているということは評価できるのですが、適宜無記名方式によりアンケートを実施すること、またアンケートの結果を受けて、どのような改善を行っていくか、どのような点が好評であったかということ等を常に把握しておく必要があることを指摘させていただいております。

3つ目といたしまして、「北方領土問題に関する研究調査」に関しましては、今回の項目別評価表では、アウトプットに着目した項目のみであったため、今後はアウトカムといった効果に着目した評価も必要ではないかとしております。その点に留意して北対協には次年度以降の事業展開を行ってほしいと伝えてます。

4つ目といたしまして、「元島民等に対する必要な援護等に関する事項」、総合評価表の2ページ目ですが、貸付業務の評価については、今後は定量的指標が設定できるものについては設定に努めていただきたい。それと同時に、先ほどお話にあったリスク管理債権や生前承継実績の年々の進捗があることについては評価ができるとしております。また、先ほど項目別評価表にもありましたが、生前承継の問題は前年度は「B」という評価でありましたが、周知活動などが積極的に行われていまして、実績が伸びている点を評価することとしております。しかし、生前承継制度の実績や元島民の状況把握などが十二分にできているとは言い難い面もありますので、引き続きこのように「A」評価をもらえるような実績を積み重ねていただけてほしいと考えております。

次の項目に移りまして、「予算、短期借入金、余剰金に関する事項」なのですが、評価を通じて透明性が向上していると言えますので、この点を評価しております。引き続き健全な財務状況の維持、透明性の向上に努めていただくことを伝えることといたします。

次の事項といたしまして、「人事に関する事項」なのですが、北対協は19人という少ない人員で地道に実績を重ねていますので、その点を評価しております。また、17年度からスタッフ制を導入しておりますので、それによって生まれる効果というものを今後注視していきたいと考えております。

次の項目といたしまして、「法人の長等の業務運営状況」なのですが、これも項目別評価表のポイントとして挙げました教育者会議設立など、学校教育における北方領土問題の教育充実を図る、環境を整備するという新しい方針を打ち出したこと、それが16年度においては着実に進展したことを評価できるとしてあります。

最後の総合評価になりますが、項目別評価表などを総括して、総合的に「A」という評価を与えております。また、今後更に独立行政法人となって組織の自由度が高まり、より主体的に動ける

ということですので、創造的かつ地道な事業展開に今後も努めていただくことを求めています。

また評価におきまして、今後はどのように効果というものを把握していくかが検討課題になるのではないかと考えております。

以上です。

飯田分科会長 ありがとうございます。ただいまのは事務局がまとめてくださいました総合評価表の評価なんですけれども、これについていかがでしょうか。御意見ございましたら、どうぞ。

出塚委員 1ページ目の一番最後から3行目に、評価においてはアウトカムを分析する項目を立てるというふうに言っているんですけれども、これはどんなことを考えているのでしょうか。

松川専門職付 例えば、調査研究については、何回計画して、何回行ったというような、まさしくアウトプットに関する項目しか項目別評価表には立てられておりませんでしたので、その観点から見れば、確かに「A」という判断になるんですけれども、アウトカムで見た場合に、調査研究事業を行ったことが、今後の事業展開にどのように生かされたかですとか、先ほど飯田先生の方から言及されました双方向性を導入することによって、そういう調査研究内容が国民の側からとらえた場合に、どのようにお感じになられたかといったような、そういった実施したというアウトプット以外の観点からの評価ができれば、より良い評価になるのではないかと考えた次第です。

助成事業ですとか、あるいは北方四島への訪問事業ですと、アンケートですとか、あるいは金額を明らかにすることによって費用対効果の面からも一応評価できているかと思われるんですけれども、この調査研究事業に関しては、やったということだけの評価になっておりますので、もう少し評価の観点について、これは事務方の努力すべきところでもあるんですけれども、改善を加えていければというふうに考えております。

出塚委員 言っていることは、そういうことを言いたいんだろ

うけれども、現実に戻って、後でどうなるんだろうと、ちょっと心配ですね。

松川専門職付 確かに独立行政法人に移行するときに、調査研究事業に関しては、厳格な第三者評価というものは馴染まないということが言われていたんですけども、この調査研究というものは、今後の事業に生かすとか、政策提言をするためにやっているということも同時に言われてございますので、現在、例えばホームページに論文を掲載するであるとか、あるいはシンポジウムを開くといったことを行っているところでございますけれども、更に、調査研究事業を生かして、国に政策の提案をするであるとか、国とは別の組織ですので、例えば、そういう活用はできるかと思うんです。もちろん定性的な評価で構いませんので、どういう工夫が今後見られるかというところに期待をしたいところでございます。

飯田分科会長 アウトプットとかアウトカム、インプットという言葉がありますけれども、ちょっと、横文字がやや、よくお使いになっていらっしゃるんでしょうけれども、私なんかはアウトカムなんて言われると、ちょっとピンとこないところであって…。

出塚委員 私ら独立行政法人を見て思うんですけども、収益事業で稼げという意識があって、どうもそれは馴染まないのに、とにかく外から金を集めてこいという、そういう思想にしか見えないんですよね。独立行政法人の性格を考えると合わないことを一生懸命やれやれというような感じが、私にはするんですけども。後で困らなきゃいいがなということで、こういう表現でいいのかと、ちょっと気になったんですけども。

飯田分科会長 一番最後の総合評価で、従来の縦割り行政的で硬直気味の旧法人とは違ってとありますけれども、実際、特殊法人時代の北対協にはそうした側面があったように思えます。特に領土返還実現という共通の目標を持って協力し合う関係にある北

対協と外務省の関係で見ると、旧法人時代は縦割りの色合いが強かった。私などの印象では、外務省は外交交渉、特に北方領土問題については外部からの干渉、口出しを非常に嫌う傾向が強く、北対協との関係でも積極的に情報共有や交換の姿勢がなかったと思います。それが最近は大分変わってきた、お互いに縦割り行政的、硬直的なところが少なくなってきた事は一歩前進だと感じています。そういう意味で1ページ目(2)の「北方領土問題に関する調査研究」で、一般市民との間での意見の交換なり双方向性の方向が出てきたことは、大変結構な事だと私は思っています。そういう意味で、アウトプットだけではなくて、アウトカムもこれからは考えていきたいという趣旨だろうと思いますけれども。

松川専門職付 計画通りやったということだけでは、評価としてちょっと甘いのではないかとも思いますし、むしろ、計画どおり行うのが当然というようにも思いますので、加えてアウトカムをとした次第です。

出塚委員 決算書で見ると、今まではどこに行っているんですかね。資料6の4ページ目に今までの部分が、ここで表示されている話だと思うんですけれども、経常収益の中の話ですよ。

松川専門職付 そうですね。こちらのシンポジウムにかかる経費等ですか。

出塚委員 そうです。

松川専門職付 恐らく広報啓発の事業ですので、運営費交付金の方から支出をされていると思います。

出塚委員 このアウトカムというのは運営費交付金というものを意図して書いているんですか。

松川専門職付 特に財務情報とつなげて評価することは考えておりませんで、ただ、協会がそれを実施したということのみで良い評価をすると、国の政策にも同じことが言えるんですけれども、やりっ放しといえますか、効果が上がっているかどうかはわからないにもかかわらず、ただ、やったからよしということになって

しまいます。やった事業にどういう意義があったのかという点にもう少し注目してみてもどうかという観点からのものです。

出塚委員 やった事業に意義があったかということ？

松川専門職付 そうですね。どう生かされたかという点ですね。

出塚委員 それならよくわかりますけれども、改めて書かれるとどうなんだろう？

松川専門職付 使ったお金の分だけ、効果があったか厳密に調べることまでは求めていないですよ。

朝倉委員 最後の総合評価のところでは、事業の中にあっただものの把握が困難な性質のものも多いなどと、ちょっとエクスキューズもあるからいいんじゃないでしょうか。

上野委員 調査研究というのと啓発事業というのは分けて考えなければいけないので、啓発という場合には、先ほど双方向性というか、それを聞いた人たちがどういうふうにとらえて、今まで知らなかったことを知るようになったとか、そういうのは、まさに我々がやる授業とよく似ていると思いますけれども、授業をやる前にはみんな知らない。授業を終わった後でテストをやって、今の知らなかったことがわかるわけですね。それで点数がつくわけですから、そこで結果が評価されるわけですね。教えたのにわかっていないというのは、教え方が悪いのか、本人の理解力が足りないのか、もっとわかりやすくしなければいけないのかという話になりますね。それはある意味啓蒙とか、そういうことだと思いますが、調査研究というと、直接的にアウトカムというのは難しいのかなと、短期的にそう簡単に、例えば、純粋な学術研究という観点からすると、かなり啓発ということと離れている性格のものもあるかと思うんです。

この業務報告を見ても、例えば、諸外国の例なんかのものもありますよね。そういったものは、どういう形で直接的に北方領土の問題とつながるかというのを詰めて議論するとなると難しいと。北方領土に直接関係することしか講演だとか、調査研究しないの

かという話になってしまうので、それはまたいかなものかということになるので、調査研究と啓発については、ある程度アウトカムというものについての考え方を変えていかなければいけないので、調査研究については、どういうふうに評価するかというのは、我々研究者の間でも議論が多いところですが、やはり、ちょっと考えなければいけないことだと思うんです。

ただ、啓発事業と同じようにアウトカムを求められてしまうと、調査研究というものが、かなり内容的に言うと偏ってしまうような、制限されてしまうというか、そういうふうになりかねないこともあるので、調査研究が学術論文という形で出て、一般的に、その学術論文がよく引用されていけば、その学術論文というのは、批判されてもほめられてもどっちでもいいんですが、インパクトがあるということですから、よく学術雑誌等が取り上げられているということが評価の対象に、多分学術論文の場合にはなると思うんですけれども、北対協なんかの場合の調査研究というのは、一体どういった形でそれを評価すべきなのかということについて、ちょっと議論していかないといけないかと思うんです。内容を考えてからでないと、アウトカムと言ってしまうことでやらなければいけないんじゃないかという感じになると、ちょっと後で苦しくなる。そういう御心配だと思うんですけれども。

松川専門職付 その点、アウトカムという言葉、何と申しますか横文字でわかりにくく、広い概念を持つ言葉を安易に使ってしまったことは申し訳ないと思うんですが、このアウトカムというものをどう定義した上で評価するかについては、御指摘どおり、今後とも検討させていただくとともに、中期目標には、「研究会及び国際シンポジウムにおける成果については、国民世論、啓発等に役立てる」とも書かれてございますので、やはり、これからも北方領土返還運動を引き続き国民運動として推進していくために、この調査研究によって、啓蒙であるとか、そういうことがいかに進んだかという点に観点を置きつつ、どういう指標を来年度

評価以降立てればいいのかということ、考えさせていただきたいと思います。

飯田分科会長 そのほかに何かございますか。もしなければ、ここでまた、総合評価表について、北対協の職員の方々に入っていて、質問なり、説明を求めるというふうにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

(北対協関係者入室)

飯田分科会長 たびたび恐縮でございます。今、総合評価表について、私たち意見を交換しているんですが、同じような問題で、ちょっと繰り返しますが、調査研究のところですね。この総合評価表の中でアウトカム、アウトプットというような言葉を使ってやっているんですけども、アウトプットやアウトカムという考え方は、どちらかと言えば国民に対する広報とか、啓蒙という点では非常にアウトカムが出てくるというようなことは直ぐわかるんですけども、調査研究の場合は、果たして、そういうことが可能なかどうか。それから北対協の事業として、調査研究という仕事はどんなふうな位置づけになっているんだろうかというようなことが、ちょっと疑問というか、話題になったんですけども。

井上理事長 的確な答えになるかどうかわかりませんが、まず、北対協の中で調査研究の位置づけといたしますか、そして、その具体的な進め方について御説明をさせていただきたいと思います。

もちろん北対協の所掌事務は法律で決まっているわけですし、当初から3本柱の内の1つ、啓発と援護と調査研究ということになっていまして、歴史的に考えると、調査研究の意味内容も大分変わってきたんだろうと思います。

当初のころ、北対協ができましたのは昭和44年ですので、今のよう北方領土イデオロギーが確立されたとも思えないところも

ありまして、そういう作業も初期のころは相当大的な作業だったと思いますが、そういうものが一段落した後、幾つかの変遷があったと思います。

私自身、全部承知しているわけではありませんが、当初のころと中期のころといろいろな事情の進展、あるいは中の進展も踏まえて変化があった業務だと思えます。ただ、ここ数年で言いますと、中心は北方領土問題研究会というのを北対協の中に置いてございます。主に学者の方々に参加していただいて、業務実績報告書の中にもリストがございまして、そこを中心にしてやるというのが大きな柱であります。

先ほどから問題になっております国際シンポジウムも、実はこの研究会のメンバーがシンポジウムの実施組織をつくる形で実施しているということで20年来ております。その研究会の主な機能は何かと申しますと、1つは今言いましたけれども、国際シンポジウムのような対外的な研究会としての啓発活動やる。国際的な視点も含めてやるというのがありますが、基本的には現在の日露関係と申しますか、返還運動を進めていくに当たっての前提としての日露関係の現状、そして、それをどのような形で返還運動関係者に伝えたらいいのかということが基本的な大きな柱の役割だと思っております。

そういうことで、ここ数年の運用を見ますと年に6回開催しておりますけれども、その1つの柱は外交当局との意見交換会、あるいは外交当局からの情報提供というのが1つであります。それからもう一つは、研究会のメンバーたちが自分の問題関心に即した形で関連する事項について適宜御報告をいただく。

そして3番目が国際シンポジウムの実施というような形で行われております。そういう意味で、北対協の中心は啓発だろうと思えますが、そういう意味で、調査研究については、自ら啓発するという試みもあるわけですが、大きな役割は啓発を進めていく、返還運動の推進を図るに当たっての客観的なと申しますか、広い

視野から、あるいは現在の外交交渉なんかも踏まえた形での位置づけをきちっとしていただくということが中心じゃないかと思っています。

問題の関心とはちょっと違うかもしれませんが、現状において調査研究は主にそのような形で行われているということを説明させていただきました。

飯田分科会長 上野さんどうですか。今のようイメージで大体……。

上野委員 そうですね。それは私も理解はしているつもりなんですが、アウトカムを評価するということになると、アウトカムというのは具体的にはどういうことかというのは、イメージがわからないものですから、私としては、アウトカムというのを調査研究について立ててしまうのは、現時点ではアウトカムということについての具体的な議論がない段階でやるのは、ちょっとどうなのかなということなんですね。逆に、アウトカムというのを入れてしまうと、北対協さんの方が困るのではないかというか、調査研究についてはね。

井上理事長 先ほど言いましたように、国際シンポジウムも今年は1年少し時間を置いて見直そうかということで、先ほどのような形での研究会の活動を中心としています。比較的内部的な意見の調整であるとか、情報の収集であるとかということですので、この活動自体をアウトカムという形で評価していくというのは、なかなかきついかもしれませんという感じは持っております。また御指導いただこうと思っております。

飯田分科会長 国際シンポジウムも旧法人時代はかなり経費をかけた派手なものだった、と言う印象がありました。独立法人になって大分変わってきたのではないのでしょうか。

上野委員 純然たる研究機関ではありませんので、北対協の特殊性もあると思うんです。しかし、それにもかかわらず、調査研究という形でお金を使っているということであれば、北対協なり

の評価のための指標というんですかね。そういうものはある程度考えておかなければいけないということは確かだと思っんです。例えば、純然たる研究機関であれば、オケージョナルペーパーみたいなものを出版していったり、そういうことをやって、それに対して学会全体として、うちの研究機関は高く評価されているとか、そういう形のものがあり得ると思っんですが、北対協のやっていることについて言うと、そういうのは難しいだろうというふうに考えると、どのような形で費用を使って、調査研究をやっっていますと、それに対して、それなりの成果があるという、ある程度説明するための指標というものは一応考えておかなければいけないのかなと。それは必要だとは思っんです。ですから、やっっていますというだけでは、なかなか理解いただくのが難しい御時世かなとは思っるので、突っ込まれたときに、それなりに内容的にも非常によいもので高く評価され
ていますと言えるようなものがある程度何か必要なのかなというふうには思っんですね。

井上理事長 そこは金額の評価の話にもなるかと思っますが、国際シンポジウムの関係を除きますと、先ほど言っましたように、調査研究の経費は委員会の運営経費だけですので、数百万いくかいかないかという少額のものだと思っっております。謝金も大変薄謝で勘弁していただっっていますし、そういう意味で、あれ自体の活動結果を、あるいは研究会として何かまとまった成果を毎年生み出していかなきゃならないという位置づけになると、現状からはかなり遠いところになりますので、基本的に考え直さなければいけないということになるかと思っます。

私自身は、先ほど言っましたように、基本のところは少なくとも昭和44年からずっとではなくて、ここ最近の調査研究の位置づけというのは、返還運動を的確に進めていくための情報の収集、ないしは関連当局なり、専門家等の意見調整の場というふうに位置づけておりましたので、また、それ以上、この調査研究で独

立の成果を出すというのは、北対協から見ると大変難しいというのが現状だと思います。アウトカムのところが、そこまで何か独立できるような成果をとということであるとすると、これも意見調整を今年度の評価に絡めて行っていかなければならないのかなと思います。どうでしょうか。

松川専門職付 先ほど御退室いただいている間に、私の方から述べさせていただいたのですが、調査研究については、第三者による厳格な評価は難しいということが、独法移行時にも言われておりまして、ただ、この調査研究の目的として最初に掲げられていたものに、政策提言をすることであるとか、各種事業に活用するということがあります。例えば、先ほど飯田先生からお話のあった双方向性のある意見交換ですとか、そういうものをシンポジウム、調査研究事業に取り入れることによって、主たる任務である広報啓発に影響と申しますか、波状効果と申しますか、そういうものを生み出すために、調査研究をやるということだけに止まらず、それを生かしていく、工夫できることを見つけていければいいのではないかなということ、アウトカムという観点を事務局としては提案させていただいた次第です。

飯田分科会長 ほかに何か御質問ございますか。なければ、また一旦、たびたびで恐縮でございますが、よろしく願いいたします。

(北対協関係者退室)

飯田分科会長 それでは、総合評価表について、もし特に御意見がなければ、このまま確定させていただこうと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

飯田分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。それから、独法の通則法の32条、お手元にもありますよね。あったと思うんですけども、この評価委員会で、評価を確定したときに、必要があると認めたときには当該独立行政法人、つまり北対協に対して業務の運営の改善、そのほかの勧告をすることができるというのが、この32条の通則法にあるんですけども、これは蛇足ですけども、この評価表以外のところで、何か特別に業務運営なんかで北対協に対して、改善あるいは勧告するような点がございませうでしょうか。これは念のためにお伺いするんですが。特になければ... ..

雨宮委員 特にありませんけれども、ホームページを何度か見たんですが、一般の人にわかりやすいものなのか少々疑問です。先ほどの生前に継続させるとかという面は、元島民に対してですよ。私はどちらかというと、一般の人たちにどういう活動をしているかということ公開してわかりやすくすべきだというふうに思うんですが、その説明が足りないかなと思います。

飯田分科会長 それも特殊法人時代のものを引きずっているんですよ。結構な御指摘だと思いますね。できれば北対協の方が部屋にいるときに、また御指摘していただいたらいいかもしれませんね。

松川専門職付 ホームページについては、つい最近リニューアルされまして、例えば、普通一般的には渡航いただけないので、択捉島とはどういうところかですとか、写真なんかを載せつつ紹介したり、あるいはパンフレットを各種掲載し、パンフレットのライブラリーをホームページ上につくったりという工夫はしていただいているところなんですけれども、この後、まだ総務省に提出するまでに、1日間余裕がありますので、飯田分科会長ともまた相談をさせていただいて、盛り込むのであれば... ..

雨宮委員 私にとっては、上智大学のところにある北対協の事務所も、場所がなかなかわかりにくかったりしましたし、北方対

策本部の正確な場所も、ホームページには載っていなかったと思いますよ。

松川専門職付 本部がある場所ですか？

雨宮委員 本部がある場所が、4号館の何階にあるのかも出ていませんでした。

松川専門職付 そうですね。北方対策本部が4号館の11階にあるということは書かれていないと思います。

飯田分科会長 そのほかに何か御意見ございますでしょうか。なければ、今の雨宮先生の御指摘、御意見も含めて、できるだけ、それを反映させるような形でまた相談して……。

雨宮委員 評価とは違いますので。

飯田分科会長 若干修文する必要があるれば、また修文するということで。

雨宮委員 修文はしなくてもいいです。

飯田分科会長 御一任いただければありがたいと思います。

この総合評価表で確定させていただきますが、この分科会での評価に結果については、独法の通則法に基づいて、北対協にその内容を通知するということと、それから総務省の、先ほども出ていました政策評価独法評価委員会、こちらにも通知することになっておりますけれども、総務省に通知すると同時に、ここの御出席されている分科会の委員の皆さんにも文書でその旨を報告することになっておりますので御承知ください。

それでは、3番目の議題に移らせていただきますが、これは平成16年度の北対協の財務諸表等でございます。これも通則法の規定で主務大臣が財務諸表を承認するにあたっては、評価委員会の意見を聴くことが求められております。前回の分科会で、この関係を御専門とされる出塚委員に御検討をお願いしておきましたけれども、御検討の結果を説明していただければありがたいと思います。

出塚委員 特にないのですけれども、例の業務実績報告書の参

考資料3と財務諸表との関係を整理していただいたので非常によかったかなというように思っております。損益計算書ではなかなかわからない部分があるんだなという気がいたしました。少し教えてもらいたいことが1つあるんです。財務諸表の39ページに利益剰余金の積立金とありますよね。7億500万、これは最終的にはどういうことになるのでしょうか。国庫にお返しすることになるんですか。剰余金の積立金7億592万9,691円とあるんですけども、ずっと残るということはありませんよね。

松川専門職付 後ほど確認してご連絡したいと思いますのですが、おそらくは国庫に返るものと思われれます。

出塚委員 目的積立金以外のものでしょうかね。

松川専門職付 そもそも逆ざやによる損が発生している部分等を補助金で補填している以上、利益は出さないという整理になっていますので。

出塚委員 ということは返す……。

松川専門職付 そうですね。余ったのであれば国庫に返すというような処置をとることになると思います。

飯田分科会長 そのほかに何かございますか。ありがとうございました。ほかの委員の方もよろしいようですので、分科会としてこの財務諸表等を承認する。了承するということになります。

最後に、これで大体主な議題は全部終わったんです。ちょっと時間がかかりましたけれども、最後に7月14日の前回の分科会の議事録、これもお手元に配付されております。資料7ですね。これもホームページで公開、公表いたしますので、念のため、御確認ください。会議の後でもまたお気づきのことがあったら、事務局の方に御連絡をいただければよろしいかと思っております。

それでは、今後の予定について事務局から御説明をお願いいたします。

松川専門職付 今後の予定でございますけれども、今回分科会において各評価表及び財務諸表については特段問題ないというこ

とで御了承いただきましたので、総務省と協会とに、先ほど飯田先生から御説明ございましたとおり、通知をさせていただきます。

また、10月の末ごろになりますけれども、本委員会が開かれます。飯田分科会長におかれては、分科会ではこのような議論があり、このように評価を決定したということをお委員会に報告していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、冒頭申し上げましたとおり、総務省において、この評価結果については、二次評価がなされまして、いろいろと意見等が出てくると思っております。対応は事務局でさせていただきますが、また、これに関して相談をさせていただくこともあろうかと思っております。今回分科会で行われました議論ですとか、今後、総務省や本委員会から出される意見を踏まえまして、来年度の評価に結びつけていければと考えております。

また、来年度の評価、それから更には中期目標の仮評価等も控えておりますので、今後ともいろいろと御指導いただくことになるかと思っておりますけれども、何とぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

飯田分科会長 井上理事長から評価が確定した段階で、皆さんにお礼を申し上げたいということですので、ちょっとお待ちください。

(北対協関係者入室)

飯田分科会長 井上理事長、皆さん一言あるというようなお話ですので。

井上理事長 どうもありがとうございました。前回の分科会の際にもお話ししましたけれども、今回が実質的な第1回目の評価だと思っておりますので、どんな評価をいただけるか、わくわくしながら、心配しながら待っておりましたけれども、大変慎重な御審査をいただきまして、過分な御評価をいただきましてありがとう

ございました。仕事の方につきましては、いろいろ課題もたくさんありますし、総合評価表の中の前の方にも書いてありますような問題もあると思いますし、いろいろ個々に課題が多いと思っております。特に今、最後に御質問といえますか、意見が出されました調査研究の話につきましては、私ども基本的な認識は、先ほど申し上げたようなことで、この部分がなくなると運動としても大変難しくなる。片や、これ自体で独立した成果を出していくというのには、大変難しいところがあると思っています。先ほどサジェスションもいただきましたので、そういうことも含めてシンポジウムの見直しということをお機として、どんなことができるのか研究をしていきたいと思っております。

それから、事業のことと別に、第1期中期計画4年半でございますが、そろそろ3年目が半ばを過ぎるということになってまいりました。ここでの御審議でもありましたけれども、独立行政法人という組織の形態、ないしは評価の手法といえますか、方法と北対協のような業務、ないしは組織の実態とどうなのかという問題が引き続き残っているところもあると思います。具体的には、国の予算という仕組みと、企業会計という管理の仕方と第1期においては、両者なだれ込んで始まったというのが実感ですので、調整できないまま入っているところがあると思います。正直言って、完全に説明できるか、両者の管理で二重にコントロールされているというような感じですので、両者間に矛盾するところがないかと言えはあると思います。いずれにしても、第2期に入るんだとすれば、その辺のところはできるだけ整理した形でやらなければいけないと思っております。今後はそういうことでも御指摘をいただき、あるいは意見交換をしながらいい方向にまとめるような形にしなければいけない。そろそろそういう時期に入ってくるのかなと思っております。いずれにしても、実質第1期の1年目の評価につきましては、いろいろ配慮いただきましてありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。ど

うもありがとうございました。

飯田分科会長 それでは、これで散会いたします。皆さん長時間御苦労様でした。